

資料集

～ 高齢者福祉サービス&施設・団体等の一覧表 ～ 木更津市
令和5年6月1日現在



【見守り事業】

事業名	内容	対象者	費用など	お問い合わせ先
<p>ひとり暮らし 高齢者等緊急通報 装置貸与事業</p> 	<p>ひとり暮らし等の方に対し、緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急事態に対する日常生活上の不安を解消します。</p> <p>緊急ボタンを押すと、市が委託している事業所に通報され、ガードマンが駆け付けます。必要に応じて親族等の協力者に連絡を行ったり、救急車の手配をします。</p>	<p>○65歳以上のひとり暮らしの方</p> <p>○65歳以上のみの世帯</p> <p>○重度身体障がい者のひとり暮らしの方</p> <p>○65歳以上の方及び重度身体障がい者のみで構成される世帯</p>	<p>前年の所得税の課税金額により、一部又は全額を負担していただきます。</p> <p>非課税の場合は自己負担はありません。</p> <p>また、通報時の通話代金は別途発生します</p>	<p>木更津市役所 高齢者福祉課 高齢者支援係</p> <p>電話 0438 (23)2695</p> <p>木更津市朝日 3-10-19 2階 (イオンタウン木更津朝日)</p>
<p>高齢者配食 サービス</p> 	<p>対象の高齢者に対し、週2回以内で昼食を配達します。</p> <p>代金の支払いについては、食事の配達時に直接行います。</p>	<p>世帯全員が要介護者及び要支援者で構成された世帯のうち、65歳以上の方</p>	<p>配達時に <u>1食につき350円</u>を負担していただきます。</p> <p>※令和2年4月1日から料金改定</p>	
<p>高齢者見守り等 タブレット端末 貸与事業</p> <p>【令和5年6月1日 から対象要件改定】</p>	<p>市の情報の閲覧や、見守り機能として、48時間以上操作がないと、登録してあるスマートフォンに通知が届く安否確認機能、テレビ電話機能がついたタブレットを貸し出します。</p>	<p>世帯全員が <u>65歳以上</u>で、スマートフォンやタブレット等の端末を所持していない住民税非課税の世帯</p>	<p>無 料</p> <p>※タブレットと同じ情報が閲覧できるアプリをダウンロードできます。</p>   <p>Android用 iPhone用</p>	
<p>認知症高齢者等 見守りシール交付 事業</p>	<p>行方不明時に、「見守りシール」に印字された二次元バーコードがスマートフォン等で読み取られると、介護者に発見通知が送信され、発見者とインターネット上の伝言板でやりとりができ、発見・保護・帰宅が迅速に行えます。</p>	<p>在宅の認知症の方で次に該当する方</p> <p>①徘徊により警察に通報・保護されたことがある方</p> <p>②介護認定を受けている方で、徘徊のおそれがある方</p>	<p>無 料</p>  <p>※これは見本です。</p> <p>見守りシールを衣類や持ち物に貼付します。</p>	
<p>高齢者見守り キーホルダー事業</p>	<p>住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を登録したキーホルダーを持つことにより、自宅や外出時の緊急事態に的確な支援を行います。</p>	<p>○65歳以上の方</p> <p>○認知症状がある方</p>	<p>無 料</p> 	<p>お住まいの地域包括支援センターで受付を行っています。</p> <p>(裏面参照)</p>

【その他のサービス】

事業名	内 容	対象者	費用など	お問合わせ先
高齢者 紙おむつ給付 事業	在宅でねたきり、または認知症により常時失禁している方に紙おむつを給付します。 テープ・パンツ・フラット・尿とりパッドの中から1種類を選択。給付枚数は月30枚。ただし、尿とりパッドは月90枚。	要介護又は要支援の認定を受けており、在宅において、ねたきり、または認知症の状態であり、かつ常時失禁している65歳以上の方	無 料 ※原則3か月毎の配達で、現住所又は家族宅へ配達します。	木更津市役所 高齢者福祉課 高齢者支援係 電 話 0 4 3 8 (2 3) 2 6 9 5
高齢者 タクシー利用 助成事業 【令和5年4月 1日から対象要件改定】	運転免許証を持たない75歳以上の高齢者世帯や、74歳以下の高齢者で運転免許証を自主返納した方に、タクシーを利用した際の利用料金を助成します。 ○助成額 500円/枚 ○利用券の支給枚数 最大3枚 1月当たり3枚	○運転免許証を持たない75歳以上の高齢者のみで構成される住民税非課税の世帯 ○運転免許証を持たない75歳以上の方と重度障がい者又は未成年者のみで構成される住民税非課税の世帯 ○65歳以上74歳以下で令和3年7月1日以降に運転免許証を自主返納した市税の滞納が無い方	・登録されたタクシー事業者で利用できます。 ＜申請場所＞ ・高齢者福祉課窓口(朝日庁舎)・各公民館・金田出張所・郵送 ※即日交付は高齢者福祉課のみ	木更津市朝日 3-10-19 2階 (イオンタウン木更津朝日)
はり・ きゅう・ マッサージ 施術費 助成事業	市にあらかじめ登録された施術所ではり・きゅう・マッサージを受けたとき、利用券により費用の一部を助成します。 ○助成額 500円/枚 ○利用券の支給枚数 最大12枚 1月あたり1枚	65歳以上の方で、はり・きゅう・マッサージの施術が必要な方 申請時に本人の住所、氏名、生年月日が記載されている公的な書類(保険証等)が必要です。	＜申請場所＞ ・高齢者福祉課 ・下記の公民館 中央、岩根鎌足、中郷清見台、畑沢八幡台、波岡富来田 ・金田出張所	
高齢者 日常生活用具 給付貸与事業	ひとり暮らしの高齢者等の方に対し、日常生活用具を給付、または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。 ○給 付 電磁調理器、火災警報器、自動消火器 ○貸 与 老人用電話(加入電話)	65歳以上のひとり暮らし等の方で、所得税非課税世帯であり、日常生活を営むのに支障のある方 ※用具によって要件が異なりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。	給付及び貸与に係る費用は無料 ※ただし、電話料金等は自己負担となります。	


【高齢者福祉施設・関係団体】

施設・団体名	内 容	対象者・費用など	お問い合わせ先
老人福祉センター	<p>高齢者の方が楽しく健康で生きがいのある人生を育む「憩いの場」として利用いただく施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康体操（10:30～11:30） ○健康相談、生活相談 ○機能回復訓練 ○教養講座の開催 ○レクリエーション活動 ○陶芸教室の開催 ○入浴（10:00～15:00） ○その他の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内在住 200 円 ※ただし、60 歳以上の方、老人クラブ、付添人（1 人まで）、小学生以下の方は無料 ○市外在住 300 円 ※小学生以下の方は無料 ○浴室利用 100 円 ※利用料に別途加算されます。 ※初回ご利用の方は、<u>運転免許証、健康保険証のいずれかをご持参ください。</u> 	<p>電 話 0 4 3 8 (9 8) 6 6 5 1</p> <p>木更津市 十日市場 8 2 6</p>
シルバー人材センター	<p>健康で働く意欲のある高齢の方に、知識、経験、技能を活かした「働く場」を提供し、健康を維持しながら生きがいの充実を図って頂くための公益法人です。</p> <p>＜仕事をしたい方＞ 市内在住の 60 歳以上の方に就業の機会をお世話します。ただし、就職を斡旋するところでは有りません。</p> <p>＜仕事を頼みたい方＞ 一般事務、筆耕、清掃業務、植木剪定、大工、障子・襖張り替えなど、経済的な価格で仕事を引き受けます。</p>	<p>【対象者】 市内在住の 60 歳以上の方</p> <p>【費用など】 詳しくは直接 お問い合わせください。</p> 	<p>電 話 0 4 3 8 (2 5) 2 4 3 3</p> <p>木更津市 潮見 2 - 9 木更津市民総合 福祉会館内</p>
シニアクラブ 	<p>高齢者の方が生きがいを高め、日常生活を豊かにするために、同じ地域に住む方で組織をつくり、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動やレクリエーション等、地域に応じたいろいろな活動を行う団体です。</p>	<p>【対象者】 おおむね 60 歳以上の方</p> <p>【費用など】 詳しくは直接 お問い合わせください。</p>	<p>社会福祉協議会</p> <p>電 話 0 4 3 8 (2 5) 2 0 8 9 木更津市民総合 福祉会館内</p>

【介護保険に関するお問い合わせ先】

介護の申請・認定に関すること	木更津市役所 介護保険課 介護認定給付係	電 話 0 4 3 8 (2 3) 7 1 6 2
介護の給付に関すること (住宅改修費・高額介護サービス費)	木更津市役所 介護保険課 介護認定給付係	電 話 0 4 3 8 (2 3) 7 1 7 8
介護保険料に関すること (保険料支払いの相談等)	木更津市役所 介護保険課 介護保険料係	電 話 0 4 3 8 (2 3) 7 1 6 1

【高齢者の相談窓口】

<p>地域包括支援センター</p> 	<p>地域の高齢者の心身の健康保持及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーを配置し、次のような業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の総合相談 ○高齢者に対する虐待防止などの権利擁護 ○介護予防ケアマネジメントや包括的・継続的なケアマネジメントの支援 ○指定介護予防支援業務 	<p>【木更津地区の方】 木更津市中部地域包括支援センター 電 話 0438(97)7818 所在地 中央1-5-18(旧保健相談センター)</p>
		<p>【岩根・金田地区の方】 木更津市西部地域包括支援センター 電 話 0438(22)3422 所在地 長須賀1305-2(グリーンパレス内)</p>
		<p>【波岡・鎌足地区の方】 木更津市南部地域包括支援センター 電 話 0438(37)4811 所在地 畑沢南3-16-76(波岡の家内)</p>
		<p>【中郷・清川地区の方】 木更津市北部地域包括支援センター 電 話 0438(97)2561 所在地 井尻951(中郷記念館内)</p>
		<p>【富来田地区の方】 木更津市富来田地域包括支援センター 電 話 0438(53)8031 所在地 真里谷883-1(馬來田の太陽内)</p>

【認知症についての相談窓口】

相談先名称	お問合せ先
地域包括支援センター	上記の「高齢者の相談窓口」と同じです。
認知症地域支援推進員	木更津市役所高齢者福祉課や地域包括支援センターに配置されています。
認知症初期集中支援チーム	お近くの地域包括支援センターが窓口です。
ちば認知症相談コールセンター	043(238)7731 電話相談日：月・火・木・土 午前10時～午後4時 面接専門相談：予約制 (祝日・年末年始除く)
若年性認知症コールセンター	0800-100-2707 ただし水曜日10:00～19:00 電話相談日：月～土 午前10時～午後3時 (祝日・年末年始除く)
千葉県若年性認知症専用窓口 (千葉大学医学部附属病院)	043-226-2601 電話相談日：月・水・金 午前9時～午後3時 (祝日・年末年始除く)

【介護予防教室(自立生活体操)】

対象者	会 場	日程等
市内在住のおおむね65歳以上	市内公民館等17ヵ所	実施日時は広報きさらづ等でご確認ください。

木更津市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業

【 対象者 】

- ・ 65歳以上で常時ひとりで暮らしている方
- ・ 65歳以上のみの世帯の方
- ・ 重度身体障害者で常時ひとりで暮らしている方
- ・ 65歳以上の方及び重度身体障害者のみで構成される世帯の方

【 利用料金の負担 】

所得等による階層区分	利用区分	利用料の額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者	利用料金	0円
	撤去費用	0円
	移設費用	0円
前年分の所得税が非課税である者	利用料金	0円
	撤去費用	0円
	移設費用	0円
前年分の所得税が <u>80,000円以下</u> である者	利用料金	935円/月
	撤去費用	0円
	移設費用	0円
前年分の所得税が <u>80,001円以上</u> ある者	利用料金	1,870円/月
	撤去費用	0円
	移設費用	0円

※1月から6月までの利用は前年分でなく前々年分の所得税で判断します。

(毎年金額の見直しがあります)

※通話料(発信時及び、業者への通話)は自己負担となります。

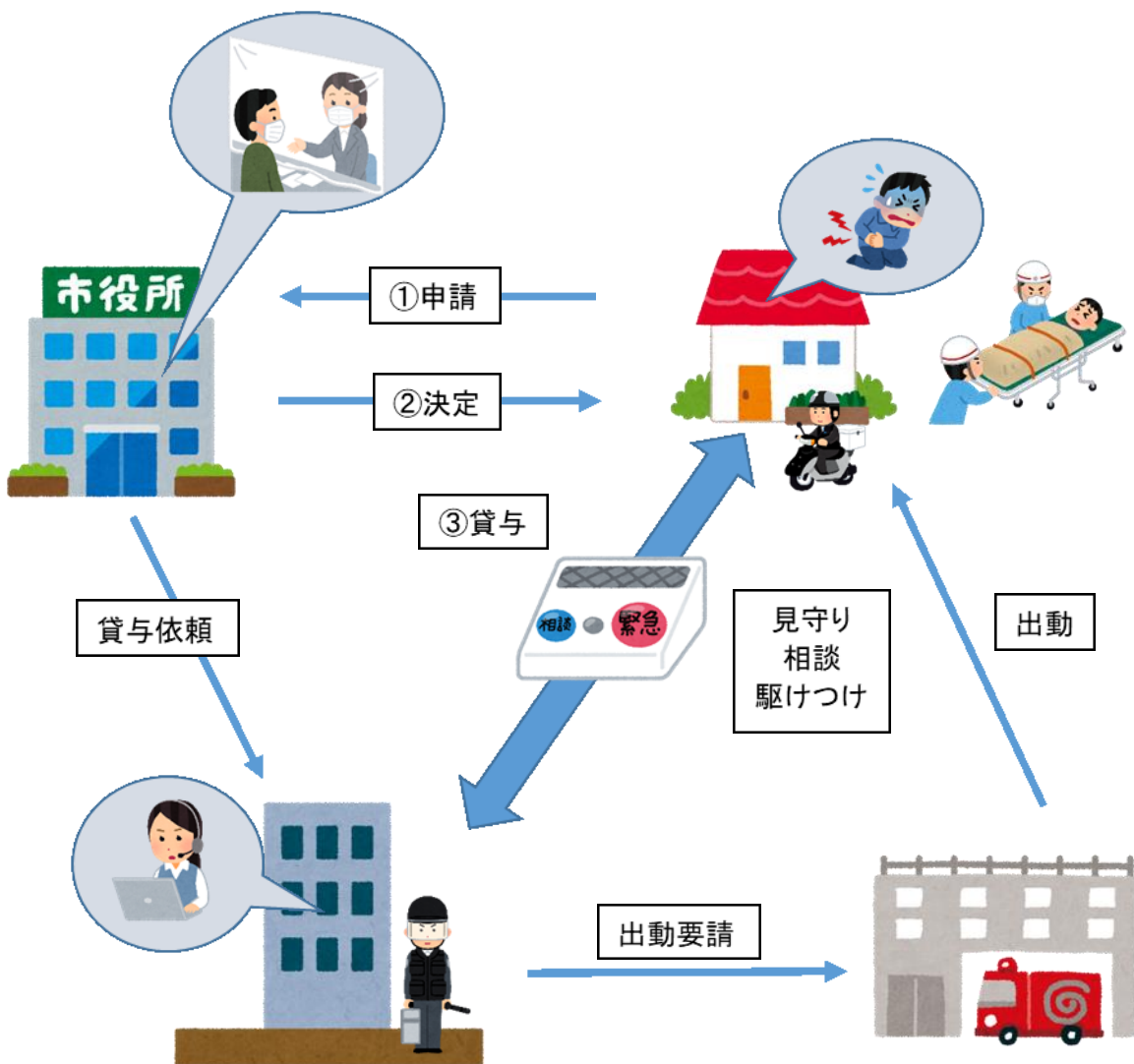
【 お問い合わせ 】

木更津市役所 福祉部高齢者福祉課

高齢者支援係 TEL(23)2695

【 ご利用の流れ 】

- ① 市役所に申請を行います。
- ② 貸与の結果の手紙が届き、業者から、機器設置にむけた現地調査を実施するため日程調整の電話が入ります。
- ③ 調整した日時に業者がご自宅へ伺い、設置場所等確認作業を行います。
確認後、緊急通報装置等の設置工事を行い、利用開始となります。



もしもの時のお守りとして！



あなたも

高齢者見守りキーホルダーを

持ちませんか？

事業の内容・効果

あなたの名前や住所、緊急通報先等を地域包括支援センターで登録して頂くと、

①登録番号が入ったキーホルダー

②専用マグネット

の2点をお渡しします。

キーホルダーを常に持ち歩くことで、外出先で突然倒れる等、救急搬送・保護された際に医療機関や警察からの照会に対し、迅速に情報提供ができます。



- 対象者 木更津市内に住所を有する65歳以上の方
- 費用 無料
- 申込先 管轄の地域包括支援センター（5箇所）
- 登録内容 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2名）、かかりつけ医療機関、介護居宅支援事業所、治療中の病気、内服薬名など
- その他 (1) 申し込みができるのは、原則本人またはご親族です。
(2) 緊急連絡先に登録する方に、事前に同意を得ておいて下さい。
(3) 申し込みに行く際は、登録内容のメモ等をお持ち下さい。
(4) 登録内容に変更があった場合は、管轄の地域包括支援センターへご連絡ください。また、登録情報の更新をして頂くため、年に1回誕生月に、地域包括支援センターへお越しください。

外出先で・・・

緊急の場合



医療機関から
身元+親族等の
問合せ

徘徊の場合



警察から
身元+親族等の
問合せ

受付センターで対応

キーホルダーの登録番号から
本人確認を行い、必要な
情報を提供します

24時間
365日
対応！



家の中で・・・

キーホルダーの登録申請書の内容は、
救急および緊急時に迅速な支援が行える
よう、緊急連絡先やかかりつけ医などの
情報が明記されています。

専用マグネットで自宅の冷蔵庫の扉に
はって管理して頂くことで、家の中での
万一の事態にも備えることができます



いつでもどこでも・・・

24時間365日、フリーダイヤルで日常の健康や介護等に関する
ご相談が受けられます。



健康相談専用ダイヤル (24時間365日対応)

※キーホルダーの登録者及びご親族専用ダイヤルになりますので、電話口で本人確認を
させていただきます。予めご了承くださいませ。

木更津市認知症高齢者等見守りシール交付事業

このシールに気づいてください
あなたの支援が必要な方です

地域のみなさん



認知症の人が
安心して暮らせる
まちづくりを目指して

ご家族
認知症の方へ
シールを支給しています

認知症等で見守りが必要な方へ、QRコードラベル・シールを支給しています(登録が必要です)。



地域のみなさん
シールを身につけた方を見かけたら…

- ①ご本人の正面から優しく声をかける※1
- ②スマートフォンでQRコードを読み取る
- ③表示されたご本人情報を確認
- ④可能であれば伝言板に所在地などを入力

※1 後ろからの声かけは禁物です

ご家族
QRコードの読み取り→
家族へ即時通知

発見者がQRコードを読み取ると、瞬時にご家族へメールが送信されます。24時間365日やりとりが可能です。



QRコードの読み取り方がわからない。そんな時は?

地域のみなさん

シールに記載されている登録番号を自治体や警察にお伝えください。



ご家族
登録して
衣服等に貼るだけ

簡単な情報を入力し登録したら、シールを衣服や持ち物に貼って準備は完了です。



このように貼り付けて使用します

“発見～保護～ご帰宅”まで 安心、安全、迅速に



QRコードを読み取ると伝言板が表示され、ご本人情報の確認が可能。同時にご家族へ発見通知をメール送信。発見者と伝言板で連絡を取ることができるシステムです

個人情報表示されません
伝言板上でやりとりするため、氏名や住所、連絡先の記載は不要。個人情報の漏洩の心配はありません。

警察、消防等地域の見守りに役立ちます
警察や消防での保護時、QRコードラベル・シールがあることで、身元がすぐに判明。声かけのきっかけとしても役立ちます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

お問い合わせ

木更津市 福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係

電話: 0438-23-2695

〒292-8501 木更津市朝日 3-10-19
FAX: 0438-25-1213
E-mail: kourei@city.kisarazu.lg.jp

認知症高齢者保護情報共有サービス

どこシル伝言板

どこシル伝言板の手順を確認





1

事前受付 初期登録



ケアマネジャー等に相談しながら登録シートを記入します。登録シートをもとに自治体(もしくは保護者)にて情報登録後、ラベルシールが配布されます。

2

ラベルシール 貼付け



配布された耐洗ラベルと蓄光シールを衣服・持ち物等に貼付けます。春夏秋冬物全ての衣服等に貼りましょう。耐洗ラベルは180℃のアイロンで圧着します。

ご本人

行方不明 ↓ 保護

発見者

3

QRコード読取



発見者

事務局も受信

4

読取通知 メール受信



保護者

発見者がQRコードを読み取るだけで自動的に読取通知のメールが届きます

登録シートが重要!

どこシル伝言板登録シート

このシートを記載して住所・氏名・電話番号を記入し、自治体へ提出してください。

記入項目	年	月	日	住所(〒)
◎ 保護対象者のニックネーム ※宛先が不明な場合にのみ記入 ※本人・家族・知人等の氏名 ※氏名(姓・名・フリガナ)での登録は必須です ※フリガナはカタカナで、姓と名を別々に記入してください				
◎ 生年月日(年/月/日)	西暦	年	月	
◎ 性別	男	女		
◎ 身体的特徴 ※身長や体重、足のサイズ、髪の色、目の色、肌の色、目の見え方、聴力の聞こえ方、アレルギー、その他、その他を記入してください				
◎ 既往症 ※病名、病状、治療法、その他を記入してください				
◎ 保護時に注意すべきこと ※保護時の対応に留意していただくこと、その他を記入してください				
◎ 発見通知メールアドレス ※発見通知を受け取るメールアドレスです ※保護時の対応に留意していただくこと、その他を記入してください				

既往症や保護時に注意すべきことを詳細に記入しておくことで、発見者がご本人に接する際の手助けとなります。ケアマネジャーに相談しながら、適切な情報を記入しましょう。

8

ご本人
発見者



お迎え ↓ ご帰宅

保護者

7

発見者

伝言板でやりとり

保護者

5

情報の確認 現在地入力



発見者



警察や病院が保護した場合のみ、電話番号の記載が可能です

事務局も受信

6

発見通知 メール受信



保護者

発見者が発見情報を入力送信すると自動的に発見通知メールが届きます

高齢者見守りタブレット を貸与しています



※実際のタブレットの画面



きさぽん

木更津市で高齢者の方も扱いやすいタブレットの貸出しを行っています。

令和5年6月から、貸与条件のうち年齢要件を下げて、65歳以上に拡大しました。

タブレット端末があればこんなことができます

離れていても家族に通知が届く見守り

離れた場所に住む家族と連絡を取る

※登録先は1回線のみです

市からのお知らせを見る

広報無線の内容を確認する



【貸与条件】

世帯全員が、次の要件を満たす場合にタブレット端末を貸し出します。

- ① 65歳以上であること
- ② スマホ・タブレット端末など未所持であること
- ③ 住民税が非課税であること

※詳細は裏面へ

見守り機能

利用者がタブレットを48時間さわらないと登録してあるご家族のスマートフォンに安否確認の通知が届きます



ご家族等とテレビ電話

タブレットを通じて、離れた家族とテレビ電話が可能です

相談メール

あらかじめ登録してあるメールアドレスにワンタッチでメールで送付し、電話連絡をお願いします。

市のお知らせ等確認機能

市の最新情報や災害時に避難が必要な緊急情報をお知らせします。

【費用】 無 料

【申請受付場所】

- ・高齢者福祉課窓口(朝日庁舎)
- ・郵送

【申請に必要なもの】

- ・印鑑(※自筆であれば必要ありません)



問合せ先 木更津市役所
福祉部高齢者福祉課

☎0438-23-2695
E-Mail: korei@city.Kisarazu.lg.jp